

計画作成年度	令和元年度
計画主体	青森県弘前市

弘前市鳥獣被害防止計画

令和2年3月18日作成

＜連絡先＞

担当部署名 弘前市農林部農政課
所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
電話番号 0172-40-0504
FAX番号 0172-32-3432
メールアドレス nousei@city.hirosaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、アライグマ、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	青森県弘前市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	5,702千円 1.76ha
ツキノワグマ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	12,978千円 3.56ha
カラス (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	3,393千円 0.84ha
アライグマ (弘前市全域)	野菜（スイカ、トウモロコシ）	452千円 0.16ha
カルガモ (弘前市全域)	水稻	105千円 0.22ha
ノウサギ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
ニホンジカ (弘前市全域)	—	—
イノシシ (弘前市全域)	—	—
ハクビシン (弘前市全域)	—	—
ヒヨドリ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
ムクドリ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
計		22,630千円 6.54ha

※現状値（令和元年度）は、令和元年11月末時点の数値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

被害は相馬地区、岩木地区が特に多く、3月頃からリンゴの芽の食害が発生し、8月以降はリンゴをはじめとする果樹及びトウモロコシなどの野菜の食害が発生している。また、銃や箱わなに対する警戒心が強い個体が増加したものと推測されるなど捕獲数が減少しており、今後も被害の拡大が懸念される。

②ツキノワグマ

被害は裾野地区、相馬地区、岩木地区に多く、5月頃から園地やその周辺地域に出没し、地域住民に不安を与え農作業等に支障を及ぼすほか、8月からリンゴを中心とした食害が発生し、リンゴ樹の枝折れ等の被害も見られる。トウモロコシやスイカ等の野菜の食害は、収穫時期に多く発生している。また、堅果類を含む主要な餌資源の凶作時に、被害の大幅な増大が懸念される。

③カラス

被害は市内のリンゴ園全域に広がり、6月頃からリンゴに掛けた袋の剥ぎ取りが発生し、8月以降は果実の食害が多く発生している。

④アライグマ

被害は市内のほぼ全域に広がり、スイカやトウモロコシなどへの食害が収穫期（7月から9月頃）に多く発生している。また、建物への侵入による被害も発生している。

⑤カルガモ

被害は水田地帯全域に広がり、田植後の5月頃から苗の抜き取りや攪拌による活着阻害が発生し、水稻の生育に重大な影響を与えている。また、水稻の収穫時期に飛来し、食害が発生している。

⑥ノウサギ

被害は市内の農村部全域に広がり、積雪時にリンゴ樹の枝や芽の食害が発生している。

⑦ニホンジカ

農作物への被害は確認できていないが、目撃情報が報告されていることから、農林業への被害が懸念される。

⑧イノシシ

市南部の地域で目撃情報が報告されており、また、小規模ではあるが野菜の食害が発生していることから、被害の拡大が懸念される。

⑨ハクビシン

農作物への被害は少ないが、市内の広範囲で生息が確認されており、今後、被害の拡大が懸念される。

⑩ヒヨドリ

リンゴへの被害は報告されているが、被害の実態が把握できていない。今後、被害の拡大が懸念される。

⑪ムクドリ

リンゴへの被害は報告されているが、被害の実態が把握できていない。今後、被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	5,702千円	5,100千円
被害面積	1.76ha	1.62ha

②ツキノワグマ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	12,978千円	11,600千円
被害面積	3.56ha	3.28ha

③カラス

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	3,393千円	3,100千円
被害面積	0.84ha	0.77ha

④アライグマ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	452千円	400千円
被害面積	0.16ha	0.15ha

⑤カルガモ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	105千円	100千円
被害面積	0.22ha	0.20ha

⑥ノウサギ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑦ニホンジカ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑧イノシシ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑨ハクビシン

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑩ヒヨドリ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑪ムクドリ

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑫計

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
被害金額	22,630千円	20,300千円
被害面積	6.54ha	6.02ha

※現状値（令和元年度）は、令和元年11月末時点の数値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、猟友会員による銃器や箱わなを使用したニホンザル、ツキノワグマ等の捕獲を実施した。</p> <p>ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ用の捕獲機材を平成22～30年度で344基導入した。</p> <p>捕獲従事者を育成するために狩猟免許取得経費等の助成を実施した。</p> <p>ロケット花火等を用いて追い払いを実施した。</p> <p>アライグマ捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を開催した。</p> <p>テレメトリー発信器を活用したサルの行動域・個体数調査を実施した。</p>	猟友会員の負担増や高齢化などにより、出動回数に限度がある状況において、生息数が増加している対象鳥獣もあり、捕獲のみによる対策では被害の抑制が困難である。
防護柵の設置等に関する取組	<p>国や市の補助事業により、平成20～30年度まで電気柵を計38,218m設置し、受益農家等で構成する各地区の鳥獣対策協議会が適正に管理した。</p> <p>花火・電動ガンによる追払いを実施した。</p>	<p>電気柵は効果的であるが、未設置園地では依然として被害が発生しているため、電気柵以外の対策も並行して進めていく必要がある。</p> <p>追払い物品は連続使用により、効果が薄れる場合もあり、より効果が持続する対策が求められている。</p> <p>廃棄リンゴ・野菜等の残渣により、鳥獣被害を誘引していると思われる園地が見受けられるため、撤去するなどの環境整備に地元住民が取り組むための意識づけや合意形成が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・ニホンジカ及びイノシシの被害を発生させないため、予察捕獲による有害駆除を実施する。
- ・猟友会や弘前市鳥獣被害対策実施隊によるサル・クマ等の追払いや捕獲を実施しながら、ハンターの高齢化対策として担い手の育成を推進していく。
- ・捕獲体制の強化に向け捕獲機材を整備する。
- ・ロケット花火等を用いて追払いを行う（ただし、市からのロケット花火の提供は火取法第29条第6項の保安教育を受けた者に限る）。
- ・地元住民や農協職員を対象とした、鳥獣の生態やアライグマ捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を開催する。
- ・電気柵を継続して設置していく。
- ・テレメトリー発信器を活用したサルの行動域・個体数調査を行い、効果的な捕獲・追払いを行う。また、箱わなによる捕獲が難しくなっている状況から、遠

<p>隔監視捕獲機材等を利用した群れの一斉捕獲も検討する。</p> <p>・農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容について把握し、対策の実施に活かす。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会捕獲隊	農林業者等からの依頼を受けて、市内で活動する猟友会員により組織される各地区の班を本計画に基づく捕獲隊とし、有害鳥獣の捕獲を行う。
弘前市鳥獣被害対策実施隊	<p>農林業者等からの依頼を受けて、市が組織した鳥獣被害対策実施隊が捕獲等の被害対策を行う。</p> <p>狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名する。</p> <p>ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲はわな又はライフル銃以外の猟銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度	ニホンザル ツキノワグマ カラス アライグマ カルガモ ノウサギ ニホンジカ イノシシ ハクビシン ヒヨドリ ムクドリ	<p>新たに狩猟免許を取得し有害鳥獣捕獲をする意思のある者に対し狩猟免許取得等にかかる費用を助成し、若手狩猟者など担い手の育成を図る。</p> <p>ニホンザル、ツキノワグマ、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン用の箱わなを実状に即して導入し、被害に即応できる効果的な捕獲を目指す。</p> <p>地元住民や農協職員を対象としたアライグマ捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を開催し、捕獲の強化を図る。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「弘前市アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>・ニホンザル ニホンザルの捕獲は、加害群を特定し、群れの構成を把握し分散化を招かないよう</p>

配慮する必要があることから、遠隔監視捕獲機材等を利用した群れの一斉捕獲も検討しながら、被害の減少を目指す。捕獲計画数は、近年の捕獲実績に準じて50頭/年とする。

〈捕獲実績〉 29年度:56頭、30年度:37頭、元年度11月末:36頭

・ツキノワグマ

りんごおよびトウモロコシの食害が多く発生しているため、農地周辺に連続して出没する個体の捕獲を行い、被害の減少を目指す。捕獲計画数は、近年の捕獲実績に準じて40頭/年とする。

〈捕獲実績〉 29年度:33頭、30年度:16頭、元年度11月末:78頭

・カラス

農村部ではカラスによるりんごの食害やいたずらが深刻となっている。また、市街地では糞や騒音による問題が生じている。農作物被害は減少傾向にあるが、依然として被害額が多いため、通年で捕獲し、特にりんごの袋掛け作業時に集中的に捕獲する。捕獲計画数は、近年の捕獲実績に準じて1,400羽/年とする。

〈捕獲実績〉 29年度:1,306羽、30年度:1,321羽、元年度11月末:680羽

・アライグマ

生息域の拡大を防ぐため、通年で捕獲を実施するが、スイカやトウモロコシへの食害が発生する収穫期(7月から9月頃)に重点的に実施し、可能な限りの捕獲を行う。

〈捕獲実績〉 29年度:92頭、30年度:106頭、元年度11月末:114頭

・カルガモ

近年は捕獲数、被害ともに減少傾向にあるが、依然として水稻への被害が発生しているため、田植終了後からの捕獲を実施する。捕獲計画数は、近年の捕獲実績に準じて10羽/年とする。

〈捕獲実績〉 29年度:43羽、30年度:6羽、元年度11月末:0羽

・ノウサギ

ノウサギの農作物被害はその年の降雪状況に左右され、豪雪の年は農作物被害が増加する傾向にあり、3月頃の積雪時を中心に捕獲を実施する。捕獲計画数は、農林業被害防止のため、必要最小数の捕獲を行う。

〈捕獲実績〉 29年度:1羽、30年度:0羽、元年度11月末:0羽

・ニホンジカ

農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲を行う。

・イノシシ

農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲を行う。

・ハクビシン

農作物被害防止のため、通年で可能な限りの捕獲を行う。

〈捕獲実績〉 29年度:13頭、30年度:12頭、元年度11月末:15頭

・ヒヨドリ

農作物被害防止のため、必要最小数の捕獲を行う。

・ムクドリ

農作物被害防止のため、必要最小数の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ツキノワグマ	40頭	40頭	40頭
カラス	1,400羽	1,400羽	1,400羽
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カルガモ	10羽	10羽	10羽
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヒヨドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ムクドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

・ニホンザル

被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い相馬、岩木地区を中心に、銃器及び箱わなにより捕獲する。また、遠隔監視捕獲機材等を利用した群れの一斉捕獲も検討する。

・ツキノワグマ

被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い裾野、相馬、岩木地区を中心に、追払いを実施した上で、農地周辺に連続して出没する個体の捕獲を行う。

・カラス

銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を通年で実施する。銃器の使用できない地域では、わなによる捕獲を実施する。

・アライグマ

箱わなによる捕獲を通年で実施する。被害の集中する7月～9月には重点的に捕獲を行う。

・カルガモ

被害の集中する5月～8月に、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

・ノウサギ

被害の集中する3月の積雪時に、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

・ニホンジカ

東目屋、岩木、相馬地区をはじめ、目撃された地域で実施可能な銃器及びわなにより捕獲を実施する。

・イノシシ

乳井、薬師堂地区をはじめ、目撃された地域で実施可能な銃器及びわなにより捕獲を実施する。

・ハクビシン

箱わなによる捕獲を通年で実施する。

・ヒヨドリ

被害の集中する収穫期に、追払い活動とあわせて銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

・ムクドリ

被害の集中する収穫期に、追払い活動とあわせて銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の猟銃を基本とするが、これらの方針での捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル、 ツキノワグマ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

(2) その他被害防止に関する取組

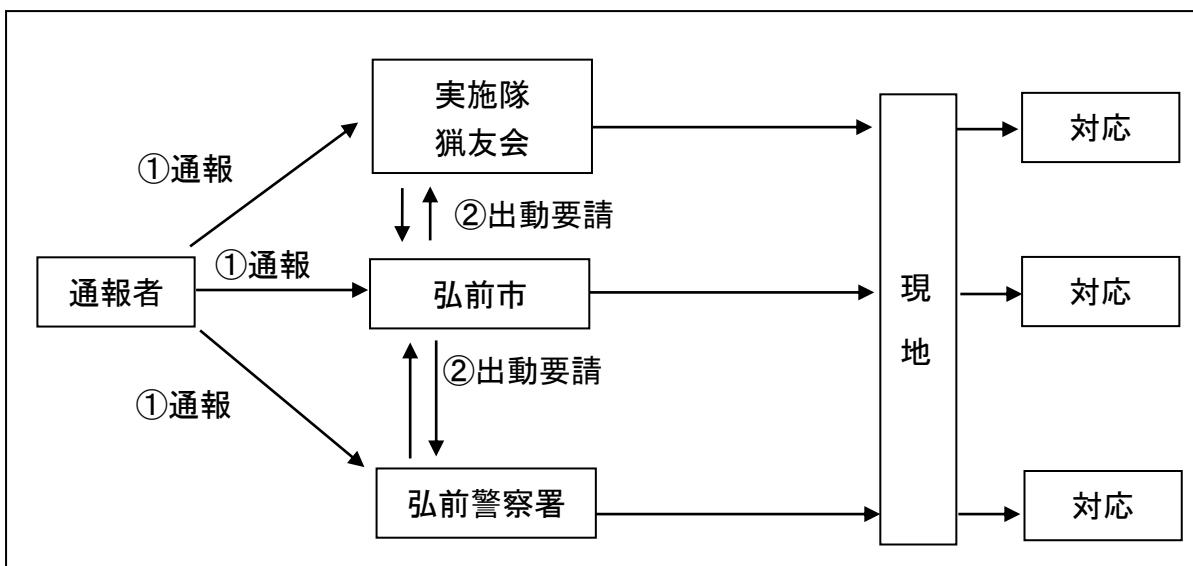
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和4年度		<p>①地域住民への指導・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵を良好な状態で管理するため、受益者に対し、漏電防止のための定期的な草刈やメンテナンスなど、取り扱いの指導を徹底する。 ・ほ場周辺の雑草や灌木は定期的に刈り取るなど、見通しを良くして対象鳥獣がほ場に入りにくい環境を整えるよう、耕作者をはじめとした地域住民に対して啓発する。 ・エサとなるリンゴや野菜等を放置しないように耕作者をはじめとした地域住民への意識づけや合意形成を図る。 <p>②追払い活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市町村と協力し、捕獲したニホンザルに発信器を取り付けて位置を確認し、効果的な追払い活動を実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
弘前市 農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・防災無線・広報車による注意喚起 ・猟友会、弘前警察署、弘前市鳥獣被害対策実施隊への出動要請 ・近隣施設等への情報提供
弘前警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・銃器等の取扱い指導、助言等 ・報道機関への情報提供
青森県猟友会中弘支部	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現場確認等
弘前市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現場確認等、緊急時の対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、弘前市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である弘前市等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品等としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	弘前市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
弘前市農林部農政課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
青森県中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
つがる弘前農業協同組合	
津軽みらい農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う。
相馬村農業協同組合	
青森県獣友会中弘支部	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。
東日屋地区農作物被害対策協議会	
一大地区鳥獣害被害対策協議会	対象鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
弘前地方森林組合	対象鳥獣関連情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

弘前市鳥獣被害対策実施隊の設置
・実施隊員は、農政課等の職員及び獣友会員より選出し、隊員130名で構成する（隊員数は令和元年11月30日）。
弘前市鳥獣被害対策実施隊の活動内容
・被害防止計画の実施に取り組むため、県等の関係機関と連携を密にする。
・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。
また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。
